

那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)の概要

(1) 那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)とは

那覇港では、輸入超過（いわゆる「片荷輸送」）となっていること、また外国への直行航路が少ないこと等の要因により、本土港湾に比べて輸送コストが割高となっています。

このような課題の解決に向け、「那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)」においては、コンテナ単位等で輸出する荷主等を対象とした実証実験の実施により、コストやリードタイム等を検証し、物流コストの低減や輸送システムの改善等の検討を行うものです。

※本資料では、便宜上、平成31年4月以降も平成の元号を用いて示しております。

(2) 那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)の取り組み状況

1) 全体の取り組み状況

第Ⅰ期（平成26～28年度）では、輸出貨物量の拡大を目指し、前年度と比べ増大した荷主・貨物に対する補助を実施する実証実験を実施してきました。

3年間の実証実験が終了した平成29年には、増大貨物に対する補助を継続する一方、対象期間の変更（従前4月～翌3月→変更H29年4月～12月）を行いました。

第Ⅱ期（平成30～32年）では、補助メニューの内容を大幅に拡充し、また対象期間を暦年（1～12月）に変更した新スキームでの実証実験を実施しています。



図表-1.1 那覇港輸出増大促進事業（荷主対象）の段階的取り組み

(3) 平成31年事業の概要

1) 平成31年の実証実験の概要

- ①「増加貨物への補助」(2階)に加え、「基礎的な補助」(1階)を引き続き実施
 - ・参加荷主等の要望を踏まえ、従来の「増加貨物に対する補助」(2階)に加え、平成30年事業からは輸出貨物全体を対象とする「基礎的な補助」(1階)を追加しています。
- ②上限額の設定
 - ・「基本メニュー」「中古車メニュー」「飲料食料品メニュー」のそれぞれに1申請者または1委任者当たりの上限額を設定しています。
- ③中古車並びに飲料食料品への補助
 - ・中古車並びに飲料食料品は、重点品目として別スキームで整理しています。
- ④台湾貨物並びに香港貨物への補助
 - ・台湾向け又は台湾経由の輸出貨物、並びに香港着の輸出貨物に対しての補助を導入。

2) 対象期間

平成31年1～12月

3) 予定スケジュール

図表-1.5 【平成31年(H31.1～12月分)】の予定スケジュール

時期	実施内容	備考
H30.12.12	H31事業の説明会	
H30.12月中旬	公募開始	
H30.12.20	事業者：参加申込(交付申請)期限(第1次締切)※	第1号様式
H30.12.27	NPA：交付決定通知(第1次締切提出者対象)※	第5号様式
H30.1.1～	事業者：実証実験実施	
H31.7月下旬(上半期)	事業者：上半期の実績報告期限(全事業者) ：補助金部分払申請期限(希望者のみ)	第2号様式 第2-2号様式
H31.8月中旬(上半期)	NPA：上半期の補助金部分払額決定通知(希望者対象)	第5-2号様式
H31.8月末(上半期)	事業者：上半期の部分払請求書提出期限(希望者のみ)	第2-3号様式
H31.9月末(上半期)	NPA：上半期の補助金の交付(部分払い)	
H31.12.31	事業者：実証実験終了	
H32.1月下旬(下半期)	事業者：下半期の実績報告(全事業者)	第2号様式
H32.2月中旬(下半期)	NPA：補助金額確定通知	第6号様式
H32.2月末(下半期)	事業者：精算払請求書提出期限	第3号様式
H32.3月末(下半期)	NPA：補助金の交付	

(上半期：1～6月、下半期：7～12月)

□留意事項

※参加申込(交付申請)期限は12月20日を第1次締切とし、その後は随時受け付け、交付決定致します。なお、補助金交付の対象については、補助金交付決定通知以降の期間における輸出貨物が対象となります。

※申請受付は、予算上限に達した時点で締め切ることがありますので、ご了解ください。